

社団法人 生命保険協会

会長 波 多 健 治 郎 殿

大蔵省銀行局長 土 田 正 顕

麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリング
の防止について

近年、麻薬等の薬物の不正取引が国際的に拡大しており、これに伴い不正取引から生じた収益のマネー・ローンダリング（以下「資金洗浄」という。）を防止するため、世界各国において各種の措置がとられてきたほか、国際連合等を中心に国際的な対策が検討されてきた。

注(1) 本通達において「麻薬等の薬物」とは、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法により規制の対象となってい物質であって、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら及び、覚せい剤等をいう。

(2) 我が国において犯罪とされる「資金洗浄」は、薬物犯罪に係る不法収益等の取得、処分についての事実を偽装したり、不法収益等を隠匿したりすることと規定されている。

63年12月には「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」（以下「麻薬新条約」という。）が採択され、我が国も元年12月に本条約に署名したところである。

また、バーゼル銀行規制・監督委員会においても、63年12月に資金洗浄防止のために金融機関が遵守すべき倫理的な諸原則に関する声明（以下「諸原則に関する声明」という。）について参加各国の合意が得られ、我が国でも各金融機関において本声明に述べられている諸原則を経営上の基本方針の一つとして位置付けるとともに、これに沿って業務運営手続きの整備に努めるよう要請したところである。

更に、元年7月のアルシュサミットの経済宣言では、金融機関を資金洗浄のために利用することを防止する対策を検討するため、サミット参加国等をメンバーとする金融活動作業グループが設置され、検討が重ねられてきたが、2年2月に「資金洗浄に関する金融活動作業グループ全体報告書」（以下「作業グループ報告書」という。）がまとめられ、2年4月19日に公表された。

作業グループ報告書では、その勧告は、銀行以外の金融機関や業務上多額の現金支払いを受ける機関を可能な限り広く対象とする必要があるとしている。その後、3月10日に「麻薬新条約」及び「作業グループ報告書」の勧告を実施するための国内体制の整備の一環として、「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律」及び「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」（以下「特例法」という。）、いわゆる「麻薬二法」（以下「麻薬二法」という。）が公布され、この特例法においては、資金洗浄の処罰規定及び薬物犯罪により得た不法収益等の没収規定が定められているほか、「疑わしい取引」について金融機関等にその取引内容を届け出（郵政大臣の記録義務）ることが規定されている。

また、この特例法の規定に基づいた「不法収益等に係る疑わしい取引の届出及び記録に関する政令」が本年5月に公布され、金融機関等の疑わしい取引に係る届出及び記録を行うべき業務の範囲、当該届出及び記録を行うべき事項等が定められたところでもある。

(注) 本通達において「疑わしい取引」とは、金融機関等が当該業務において収受した財産が不法収益等である疑いがある場合又は当該業務に係る取引の相手方が不法収益等を隠匿している疑いがある場合をいう。

我が国としては麻薬等の薬物に係る不正取引の防止に関する国際的な強調体制に積極的に協力するなどの観点から、「麻薬新条約」、「諸原則に関する声明」、「作業グループ報告書」を踏まえながら、金融機関等においては、2年10月から資金洗浄を防止するため本人確認等を実施するよう要請しているところであるが、「麻薬二法」の成立により国内体制の整備が図られたこともあって、金融機関等において本人確認等を更に徹底することが必要であると考えているので、この旨貴傘下生命保険会社に周知徹底方、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、平成2年6月28日付蔵銀第1700号「麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリングの防止について」通達は、廃止する。

記

1. 本人確認

(1) 顧客に対する周知・徹底

本人確認を行うに当たっては、顧客に対する十分な説明、支社等におけ

るポスターの掲示等の方法により、上記の趣旨についての顧客の理解を促進し、本人確認についての顧客の協力が得られるよう努めなければならない。

(2) 本人確認の方法等

新契約、保護預り又は大口の現金取引を行う際には、公的又は他の信頼できる証明書類等に基づき本人確認を行わなければならない。

(3) 報告

各金融機関は、本人確認の状況を別に定めるところにより、半期毎に当局に報告するものとする。

2. 特に注意すべき取引

実質的にほとんど活動していない会社等（ペーパー・カンパニー等）を取引の相手方とする場合や、非合法的目的を推測させるような通常では生じない大口の取引又は特殊な取引については、特に注意を払うものとし、本人確認の過程等において調査した結果については、その記録を保存しなければならない。

3. 記録の保存

顧客の本人確認に関する記録、契約に関する記録等、国内及び国際的な取引に関するすべての必要な記録を少なくとも5年間保存しなければならない。

4. 裁判所及び捜査・取締機関への協力

麻薬等の薬物の不正取引の取締りに当たっては、裁判所及び捜査・取締機関に対して、法的に可能な限り協力しなければならない。

(注)本通達において「捜査・取締機関」、検察庁、警察、税関及び麻薬取締官事務所等麻薬等の薬物の不法取引の取締りを執行する機関をいう。

5．資金洗浄対策の開発

金融機関における資金洗浄対策を確立するため、効果的な資金洗浄対策の開発について、ひきつづき各業界団体等を中心に検討を進めるとともに、各金融機関においては、次に掲げる措置をとるなど資金洗浄対策の実施に努めなければならない。

- (1) 資金洗浄対策についての知識の向上を図るための各種研修の実施
- (2) 資金洗浄対策に関する責任者の指名などの責任体制の確立
- (3) 資金洗浄対策を効果的に実施するための内部監査体制の整備

6．海外現法

上記の措置については、海外、特に「作業グループ報告書」の勧告を適用していない国において設立された会社（全体の発行株式若しくは発行済株式の総数又は出資の総額の50%以上の数又は額を超えてこれらの会社の株式又は持分を保有する場合に限る。）においても、その実行が確保されるよう努力しなければならない。ただし、現地で適用される法及び規則がその実施を禁ずる場合には、その旨を当局に報告しなければならない。

事 務 連 絡

平成 4 年 7 月 1 日

社団法人 生命保険協会

担 当 役 員 殿

大蔵省銀行局保険部

保険第一課長 北 村 歳 治

麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリング
の防止に関する留意事項について

「麻薬等の薬物に不正取引に伴うマネー・ローンダリングの防止について」
(平成 4 年 7 月 1 日付蔵銀第 1 2 8 3 号) 通達の具体的な取扱いを下記のとおり定めることとしたので、貴傘下生命保険会社に周知徹底方、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、平成 2 年 6 月 28 日付事務連絡「麻薬等の薬物に不正取引に伴うマネー・ローンダリングの防止に関する留意事項について」は、廃止する。

記

1. 本人確認

(1) 本人確認の方法

新契約又は保護預りの開始に当たっての本人確認を一層徹底するとともに確認の方法は次のイ又はロいずれかによるものとする。

イ 書類等による確認

(イ) 顧客が個人の場合

運転免許証

旅券（パスポート）

住民票の写

住民票の記載事項証明書

転出証明書

印鑑証明書

各種健康保険証

各種年金手帳

各種福祉手帳

外国人登録証明書・外国人登録済証明書

国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

社会保険料の領収証書

(ロ) 顧客が法人の場合

登記簿謄本・抄本

印鑑証明書

定款・寄付行為・規則・規約の写

国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

なお、本人確認書類のうち、有効期限の定めのあるものについては有効期限内のもの、有効期限の定めないものについては原則として確認日前6カ月以内に作成されたものに限ることとし、本人確認書類に住所が明記されていないものについては、カードの発行会社、カード番号等の本人確認に参考となる事項を記録し保存しておくものとする。

□ 書類等以外による確認

- (イ) 保険証券、保護預り証等を届出のあった住所に簡易書留扱い等で郵送した場合で、当該郵便物が返戻されなかった者
- (ロ) 営業職員等が訪問し、住所、氏名等を確認した者
- (ハ) 生命保険会社の店舗の近隣に移住している等、面識がある者

(2) 大口現金取引

次に掲げる取引に当たっての本人確認を一層徹底するとともに、他国との間において行う取引であって一取引当たり500 万円相当額を超える取引については上記(1) のイ又はロに基づき取引の都度本人確認を行うものとし、その他の取引にあつては3,000 万円以上の取引について同様の本人確認を行うものとする。

イ 現金による入金又は出金

□ 債権の売買、償還

(3) 本人確認書等

上記(1)、(2)により本人確認を行うものとし、生命保険契約申し込み時における取扱者の報告書又は本人確認書等に確認書類等を表示し、確認者が自署又は押印等をするものとする。確認できなかったものについては、確認未済である旨表示するものとする。

2 . 報告

各生命保険会社の当局への報告は、別紙様式によるものとする。

本人確認未済報告

(年度 半期分)

	(A)	(B)	(A) _____ (A) + (B)
本人確認未済件数		本人確認件数	
新 契 約			
保 護 預 り			
大口現金取引 (うち他国との 取引)			
合 計			

(注) 本報告は、半期の件数を取りまとめて半期終了後 2 ヶ月以内に提出すること。